

改正

平成18年 7 月 1 日条例第21号

平成19年 7 月 1 日条例第12号

平成21年 3 月 2 日条例第28号

平成23年 3 月31日条例第47号

平成25年 3 月29日条例第56号

平成26年12月26日条例第39号

平成27年12月28日条例第28号

平成29年 6 月30日条例第 5 号

令和 4 年 9 月26日条例第12号

令和 5 年 6 月28日条例第 5 号

令和 5 年 9 月21日条例第12号

令和 6 年 7 月 5 日条例第 6 号

令和 7 年12月26日条例第28号

大牟田市学童保育所条例

(設置)

第 1 条 本市における放課後児童健全育成事業として、昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図るため、本市に大牟田市学童保育所（以下「学童保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 学童保育所の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(事業)

第 3 条 学童保育所においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 適切な遊びや生活の場の提供に関する事。
- (2) 入所児童の健康及び安全に配慮した育成及び指導に関する事。
- (3) 地域、小学校及び家庭との連携による入所児童の育成及び指導に関する事。
- (4) その他学童保育所の設置目的の達成のために必要な事業

(開所時間)

第4条 学童保育所の開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 小学校の授業日 小学校の放課時から午後7時まで

(2) 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで

(休所日)

第5条 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から同月16日まで（第1号に掲げる日を除く。）

(4) 12月29日から翌年1月3日まで（第1号及び第2号に掲げる日を除く。）

(入所対象児童)

第6条 学童保育所に入所することができる者は、その保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の小学校に就学する児童

(2) 市内に住所を有し、市外の小学校に就学する児童

(入所等の承認)

第7条 学童保育所に入所しようとする児童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた入所の期間が終了する前に学童保育所を退所しようとする場合も、同様とする。

(入所の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条前段の承認を取り消し、又は出席の停止を命じることができる。

(1) 前条前段の承認を受けた保護者（以下「利用者」という。）が偽りその他不正な手段によりその承認を受けたとき。

(2) 利用者又は入所児童がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(4) 入所児童が感染症を有し、他の入所児童に感染させるおそれがあると認められるとき。

(使用料)

第9条 利用者（次項の春休み期間等利用者を除く。）は、別表第2に定める額の使用料を市長に

納入しなければならない。

2 春休み期間等利用者（次に掲げる期間に限り学童保育所に入所する児童の保護者をいう。）は、別表第3に定める額の使用料を市長に納入しなければならない。

（1） 春休み期間（市立小学校の学年末休業日の直前の授業日から当該学年末休業日に連続する学年始休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。）

（2） 夏休み期間（市立小学校の夏季休業日の直前の授業日から当該夏季休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。）

（3） 冬休み期間（市立小学校の冬季休業日の直前の授業日から当該冬季休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。）

3 前2項の使用料は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（損害の賠償）

第11条 利用者は、入所児童が学童保育所の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第12条 学童保育所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により学童保育所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、学童保育所の開所時間を変更し、又は休所日を変更し、若しくは臨時に設けることができる。

3 第1項の規定により学童保育所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第8条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により学童保育所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が学童保育所の管理を行うこととされた期間前に第7条の規定による市長の承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。

5 第1項の規定により学童保育所の管理を指定管理者に行わせた後に引き続き市長が指定管理者

を指定しない場合において、当該学童保育所の管理を行った指定管理者の指定の期間の終了前に第3項の規定に基づき読み替えて適用する第7条の規定による当該指定管理者の承認を受けている者は、市長の承認を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 第7条に規定する学童保育所の入所及び退所の承認に関する業務
- (3) 第8条に規定する入所の制限等に関する業務
- (4) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(利用料金)

第14条 学童保育所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定にかかわらず、利用者は、学童保育所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減免又は返還をすることができる。
- 4 第1項の規定により納入された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長が定めるところにより、学童保育所の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、公募するものとする。ただし、施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に学童保育所の管理業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければ

ばならない。

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、法人その他の団体であって次の各号に掲げる要件を満たすものを指定する。

- (1) 学童保育所の管理を行うに当たり、住民の平等な利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容が、学童保育所の効用を最大限に発揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った学童保育所の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- (4) その他学童保育所設置の目的を達成するために市長が別に定める要件

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、学童保育所に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前においても、指定管理者の指定に関し必要な行為は、第16条から第19条までの規定により行うことができる。

付 則（平成18年7月1日条例第21号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1手鎌学童保育所の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前においても、明治学童保育所の指定管理者の指定に関し必要な行為は、改正後の大牟田市学童保育所条例第16条から第19条までの規定により行うことができる。

付 則（平成19年7月1日条例第12号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前においても、大正学童保育所の指定管理者の指定に関し必要な行為は、改正後の大牟田市学童保育所条例第16条から第19条までの規定により行うことができる。

付 則（平成21年3月2日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年 3 月31日条例第47号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日条例第56号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年12月26日条例第39号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年 4 月 1 日）から施行する。

付 則（平成27年12月28日条例第28号）

第 1 条の規定は平成28年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 6 月30日条例第 5 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 9 月26日条例第12号）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大牟田市学童保育所条例第 4 条の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める学童保育所については、当分の間、同条第 1 号及び第 2 号中「午後 7 時」とあるのは、「午後 6 時」とする。

付 則（令和 5 年 6 月28日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 5 年 9 月21日条例第12号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 7 月 5 日条例第 6 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年12月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
三池学童保育所	大牟田市大字新町289番地 1

高取学童保育所	大牟田市大字歴木1807番地58
中友学童保育所	大牟田市中友町 1 番地20
みなと学童保育所	大牟田市上屋敷町 2 丁目 3 番地 1
白川学童保育所	大牟田市中白川町 1 丁目183番地
銀水第 1 学童保育所	大牟田市大字田隈175番地12
銀水第 2 学童保育所	大牟田市大字田隈239番地
吉野学童保育所	大牟田市大字白銀959番地
手鎌学童保育所	大牟田市大字唐船382番地 1
羽山台学童保育所	大牟田市大字草木587番地 3
明治学童保育所	大牟田市明治町 2 丁目21番地 1
大正学童保育所	大牟田市大正町 5 丁目 5 番地 9
天領学童保育所	大牟田市天領町 1 丁目145番地 1
大牟田中央学童保育所	大牟田市笹林町 1 丁目 1 番地 2

別表第 2（第 9 条・第14条関係）

区分	使用料（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	入所児童 1 人につき2,000円
前年度分の市町村民税が非課税である世帯	入所児童 1 人につき4,500円。ただし、7 月及び 8 月については、5,500円
前年度分の市町村民税が課税である世帯	入所児童 1 人につき7,000円。ただし、7 月及び 8 月については、9,000円

別表第 3（第 9 条・第14条関係）

区分	期間（月）	使用料（月額）
生活保護法による被保護世帯	春休み期間（4 月）	入所児童 1 人につき500円
	夏休み期間（7 月）	入所児童 1 人につき1,000円
	夏休み期間（8 月）	入所児童 1 人につき1,500円
	冬休み期間（12月）	入所児童 1 人につき500円
	冬休み期間（1 月）	入所児童 1 人につき500円
	春休み期間（3 月）	入所児童 1 人につき500円

前年度分の市町村民税 が非課税である世帯	春休み期間（４月）	入所児童１人につき2,000円
	夏休み期間（７月）	入所児童１人につき3,000円
	夏休み期間（８月）	入所児童１人につき4,000円
	冬休み期間（12月）	入所児童１人につき1,000円
	冬休み期間（１月）	入所児童１人につき1,000円
	春休み期間（３月）	入所児童１人につき2,000円
前年度分の市町村民税 が課税である世帯	春休み期間（４月）	入所児童１人につき3,000円
	夏休み期間（７月）	入所児童１人につき4,000円
	夏休み期間（８月）	入所児童１人につき7,000円
	冬休み期間（12月）	入所児童１人につき2,000円
	冬休み期間（１月）	入所児童１人につき2,000円
	春休み期間（３月）	入所児童１人につき3,000円